

追加資料

○ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業」(CFCI)

CFCI は、1989年、国際連合の総会において、すべての国が賛同して成立した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約ともいう)」に明記されている子どもの権利を実現することに積極的に取り組む“まち(自治体・コミュニティ)”のことをさします。CFCI では、公的な政策や事業の決定において、子どもたちの声やニーズ、優先事項あるいは、子どもの権利が重要な部分を占めます。

この事業は、1996年、開発途上国での急速な都市化と人口増による住環境の悪化を改善する目的で始まりました。しかしながら、子どもの権利保障は住環境だけではありません。2004年、ユニセフが9つの基本からなる子どもにやさしいまちのコンセプトを発表し、今では先進国・開発途上国の双方で取り込まれる活動となり、2023年7月現在で、世界約 40 カ国・3, 000以上の自治体やコミュニティで実施されています。

○ユニセフ「日本型子どもにやさしいまちづくり事業」

CFCI を日本へ導入するための検証作業から、5つの自治体(北海道ニセコ町・北海道安平町・宮城県富谷市・東京都町田市・奈良県奈良市)が参加し、自己評価と第三者評価を経て、2021年12月にユニセフ「日本型 CFCI 実践自治体」であることが承認されました。

また、2007年に「子ども条例」を制定し、様々な取組を進めてきた愛知県豊田市は、2023年1月にユニセフ「日本型 CFCI 候補自治体」として承認されました。2年間かけて、ユニセフ「日本型 CFCI 実践自治体」としての承認をめざしています。

※CFCI は、「子どもにやさしいまちづくり」を実現するために、ユニセフの基準に基づき、ユニセフの推奨する手法を実践している自治体であることを承認するものです。「子どもにやさしいまち」であることを認証・認定するものではありません。

○取組の流れ

[参加申請]



1～2年目 ユニセフ日本型 CFCI 候補自治体(2年間)・・・準備/検証期間



(公財)日本ユニセフ協会 CFCI 委員会 第三評価特別委員会による評価

3～5年目 ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体(3年間)



6年目以降 ユニセフ日本型 CFCI 実践自治体として継続

